

特定非営利活動法人
アジア砒素ネットワーク

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人アジア砒素ネットワーク（AAN）といます。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置きます。

2 この会は、従たる事務所をバングラデシュ人民共和国ジョソール県ショドル郡に置きます。

(目的)

第3条 この会は、アジアをつなぐ砒素ネットワークを通じて、日本をふくむアジア各地の砒素をはじめとする環境および保健問題の解決にあたることを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、特定非営利活動促進法第2条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「環境の保全を図る活動」「国際協力の活動」を行います。

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 砒素をはじめとする環境および保健問題の解決のための調査研究
- (2) 砒素をはじめとする環境および保健問題の解決のための対策活動
- (3) 社会教育推進の事業
- (4) 環境保全の事業
- (5) 国際協力の事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 この会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した者
- (3) 学生会員 この会の事業を賛助するために入会した学生

(4) 名誉会員 理事会で推薦され、総会で承認された者。

(会費)

第7条 正会員、賛助会員、学生会員は、総会において定めた会費を納入しなければなりません。

(入会)

第8条 正会員、賛助会員、学生会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければなりません。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければなりません。
- 3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより任意に退会することができます。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができます。
 - (1) 本人が死亡し、または団体が解散したとき
 - (2) 会費を3年以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会に出席した正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができます。

- (1) 法令、この会の定款または規則に違反したとき
- (2) この会の名誉を毀損し、またはこの会の目的に違反する行為をしたとき
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければなりません。

第3章 役員、顧問および職員

(役員の種類と選任)

第11条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、他の2名以内を副理事長とします。
- 3 理事は、正会員の中から総会において選任します。

- 4 監事は、総会において選任します。監事は理事またはこの会の職員を兼ねることができません。
- 5 理事長および副理事長は、理事の互選により選任します。

(役員職務)

第12条 理事長および副理事長はこの会を代表します。

- 2 理事長は、この会の活動を統轄します。
- 3 副理事長は、理事長を補佐するとともに、理事長に事故のあるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、会の運営に必要な業務を執行します。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (2) この会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告をすること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について理事会に意見を述べること

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とします。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とします。

- 2 役員は再任されることができます。
- 3 役員は辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで役員任期を延長します。

(役員解任)

第14条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐ええないと認められるときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により解任することができます。

- 2 第10条の規定により除名された会員が役員の場合には、同時に役員も解任されます。

(報酬等)

第15条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。その報酬については、理事会で決定します。

2 役員には、その職務を執行するに要した費用を弁償することができます。

(顧問および職員)

第16条 この会には顧問若干名を置くことができます。顧問に関し必要な事項は理事会で議決します。

2 この会に、職員を置くことができます。職員は、理事長が任免します。

第4章 会議

(種別)

第17条 この会の会議は、総会および理事会とします。

(構成)

第18条 総会は正会員で構成し、理事会は理事をもって構成します。

(会議の権能)

第19条 総会は、この会の運営に関する次の事項を議決します。

- (1) 事業計画および収支予算の承認
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 役員の選任および解任
- (4) 会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決し執行します。

- (1) 役員の報酬、職務に関する事項
- (2) 事務所および事務局の組織運営に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他、この会の運営に関する事項

(会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認めた場合

- (2) 正会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第12条第4項第4号の規定により監事から招集があった場合

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集します。

- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会日の2週間前までに招集通知を発信しなければなりません。
- 3 前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、理事長は速やかに総会を招集しなければなりません。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから1ヶ月以内に総会を招集しないときは、請求した者の代表者は、総会を招集することができます。

(会議の定足数)

第22条 総会は、正会員数の過半数以上の出席がなければ開会することができません。

- 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができません。

(会議の議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによります。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによります。
- 3 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員もしくは議長を代理人として表決を委任することができます。
- 4 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。
- 5 第3項の規定により表決権を行使した正会員は、前条第1項の規定については、出席したものとみなします。
- 6 第3項から第5項の規定は第2項についても準用します。この場合、第3項から第5項の総会は理事会と、正会員は理事と、前条第1項は前条第2項と読み替えることとします。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第24条 この会の資産は次のものをもって構成します。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第25条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(資産の管理)

第26条 資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定めます。

(事業計画および予算)

第27条 この会の事業計画および予算は、理事会が作成し、総会の承認を得ることとします。

(暫定予算)

第28条 事業年度の開始から総会の承認を得るまでの期間における事業および予算については、暫定的に理事会によって執行できるものとします。

(事業報告および決算)

第29条 この会の事業報告、決算および財産目録は、理事会が作成し、監事の監査を経て総会の承認を得ることとします。

(会費等の不返還)

第30条 この会は、すでに納入された会費その他拠出金品は返還いたしません。

第6章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第31条 この定款の変更は、理事会において3分の2以上の同意を得た後、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の同意を経て、かつ所轄庁の認証を得なければ変更することができません。

2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければ

なりません。

(解散)

第32条 この会は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会において正会員総数の2分の1以上が出席した総会における正会員の4分の3以上の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消
- 2 前項第2号の規定に基づいて解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散することができません。
- 3 この会が解散したとき（合併の場合は除く）は、理事が清算人となります。

(残余財産の処分)

第33条 この会が解散の際に有する残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に寄付するものとします。

第7章 雑則

(実施規則)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定めます。

(公告の方法)

第35条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに官報に記載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示します。

付則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行します。
- 2 この会の設立当初の年会費は、第7条の規定にかかわらず、以下の金額とします。
年会費 5,000円

- 3 この会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとします。
- 4 この会の設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、法人成立の日から2001年3月31日までとします。
- 5 この会の設立当初の事業計画および収支予算は、第19条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによります。
- 6 この定款は、第3条および第5条を変更し、平成27年5月31日から施行する。
- 7 この定款は、第35条を変更し、平成29年5月28日から施行する。
- 8 この定款は、第2条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第26条、第27条、第28条、第29条、第31条、第32条、第34条を変更し、令和3年7月6日から施行する。

別紙 役員名簿

設立当初役員

特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク

役職	氏名	住所又は居所
代表	上野 登	宮崎県宮崎市江南 4-16-18
運営委員	横田 漠	宮崎県宮崎市本郷 1-8-4
運営委員	田中 達昭	宮崎県宮崎市大和町 57-1
運営委員	対馬 幸枝	宮崎県宮崎市出来島町 150 コープラスサンブリーズ 301
運営委員	片山 鉄郎	宮崎県宮崎市希望ヶ丘 1-1-5
運営委員	芥川 仁	宮崎県宮崎市恒久 4-21-14
運営委員	川原 一之	宮崎県宮崎市江平東町 10-14
運営委員	永野 寛	宮崎県宮崎市熊野 9902
運営委員	横井 英紀	大分県大分市大字上宗方 318-2 田中ビル 302
運営委員	塩田 幸代	宮崎県宮崎市月見ヶ丘 5-18-1.
運営委員	橋口 三夫	宮崎県都城市下川東 4-21-19
運営委員	岩切 裕	宮崎県日向市財光寺 283-25 長江団地 2-19
運営委員	谷 正和	福岡県福岡市南区弥永 43-14-22
監事	橋口 律夫	宮崎県宮崎市生目台東 2-7-1
監事	坂元 守雄	宮崎県宮崎市江南 1-7-16

運営委員をもって特定非営利活動法上の理事といたします